

防疫手当(コロナ手当)の支給額、支給方法が改善 緊急事態宣言が出た1月8日に遡って支給



防疫手当の支給額、支給方法が改善されました。金額は3,000円から5,000円に。支給方法は、今まで1勤務とされていた病棟の2交代夜勤が2勤務分として支給されるように改善されます。1直2勤務の場合は「7時間45分につき」1勤務分が支給されます。夕方にコロナ患者に対応したが、日付が変わってから対応がなかった場合は1勤務分が支給され、対応が生じた場合は2勤務分が支給されます。今回の改正は6月30日までの時限措置です。支部はコロナ手当の改善を要求して要請行動などを行いました。現場の切実な声が反映された改善内容となりました。

コロナ病棟の業務内容アンケートに寄せられた声 アンケートは継続中!

「1日2回の廊下掃除、トイレ掃除、ごみ回収、退院後の部屋の掃除、シーツ交換、物品の補充、買い物代行、N95の照射」などたくさんの声が寄せられました。病院支部は看護支援業務を充実させるように経営本部に要求しています。「看護師はどうせ患者に接するからやらせておけということでしょうか？私たちだってホントは不安な気持ちなのに」という現場の声に早急に応え委託業務の充実を図るべきです。委託の充実、委託労働者の労働条件の向上とセットで行われなければなりません。

経営本部 21年4月人事異動スケジュール

看護（歯科衛生士含む）

2月24日（水） 14時 本人内示

16時 分会へ情報提供

2月25日（木） 11時 異議申し立て締切

3月1日（月） 14時 決定

福祉保健局 21年4月人事異動スケジュール

看護師・助産師、島しよ

3月2日（火） 内示 分会への情報提供

3月3日（水） 11時 異議申し立て締切

3月5日（金） 決定



YouTube

復活！病院支部TV 毎週、コロナに揺れる現場の実態や、独法化の問題について発信します

都立・公社病院の独法化問題は、多くの都民の方に知られていません。そこで支部は、情報発信を強化するために病院支部TVを復活させました。毎週発信していきますのでチャンネル登録をお願いします。



都立職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック



LINE@
都立職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

#看護師のしぶ子さんと検索